

令和4年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により資金不足比率を公表します。

令和5年10月19日

鴨川市長 長谷川 孝夫

【令和4年度鴨川市水道事業の資金不足比率】

比率名	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.00%

【内容】

1 資金不足比率

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ア 資金の不足額} \\ \hline \text{[該当なし]} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{イ 事業の規模} \\ \hline \text{[1,119,247 千円]} \\ \hline \end{array} \times 100 = \begin{array}{|c|} \hline \text{該当なし (\%)} \\ \hline \end{array}$$

ア 資金の不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{流動負債－控除企業債等－控除未払金等－} \\ \text{控除額－PFI 建設事業費等} \\ \hline \text{[324,042 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{流動資産－控除財源} \\ \text{－控除額} \\ \hline \text{[1,404,643 千円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{△1,080,601 千円} \\ \hline \end{array}$$

※ 上記の算式数値が正の値の場合のみ資金の不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。

イ 事業の規模

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{営業収益} \\ \hline \text{[1,125,046 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{受託工事収益} \\ \hline \text{[5,799 千円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1,119,247 千円} \\ \hline \end{array}$$

※ 令和4年度鴨川市水道事業会計決算においては、債権が債務を上回っているため、資金不足額は発生しないため、資金不足比率は該当なしです。